

令和8・9年度東京都後期高齢者医療保険料率等について

令和8年1月29日開催の令和8年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会において、保険料率等の条例改正が議決されたため、以下のとおり報告する。

1 令和8・9年度保険料率等

1人当たり平均保険料額(年額)	令和6・7年度	令和8・9年度
	111,356円	127,400円 (14.4%増)

		令和6・7年度			令和8・9年度
		令和6年度		令和7年度	
保険料率	均等割額	47,300円		47,300円	54,600円 医療分 53,300円 子ども・子育て支援分 1,300円 (7,300円増)
	所得割額	賦課のもととなる所得		9.67%	10.14% 医療分 9.88% 子ども・子育て支援分 0.26% (0.47pt 増)
		58万円以下	58万円超		
		8.78%	9.67%		
政令どおりの場合 (基金なし・軽減対策なし)	均等割額	49,600円	49,600円	49,600円	59,400円 医療分 58,100円 子ども・子育て支援分 1,300円
	所得割額	9.38%	10.29%	10.29%	11.35% 医療分 11.09% 子ども・子育て支援分 0.26%
1人当たり平均保険料額(年額)		110,156円		112,535円	127,400円
賦課限度額		730,000円		800,000円	871,000円 医療分 850,000円 子ども・子育て支援分 21,000円
区市町村負担額(2年分)		約219億円			約232億円
決算剰余金		約260億円			約197億円
財政安定化基金 ※1		-			約173億円
特別会計調整基金 ※1		-			約53億円

※1 保険料の増加抑制のために、8・9年度は、都の管理する財政安定化基金「173億円」、広域連合が管理する特別会計調整基金「53億円」を活用する。

保険料の例（単身世帯）			令和7年度	令和8・9年度
年金収入額	均等割	所得割		
153万円	7.2割 軽減 ※1	—	14,100円	15,200円 (1,100円増)
168万円	7.2割 軽減 ※1	50% 軽減	21,400円	22,800円 (1,400円増)
173万円	5割 軽減	25% 軽減	38,100円	42,400円 (4,300円増)
198万円	5割 軽減	軽減 なし	67,100円	72,900円 (5,800円増)
224万円	2割 軽減	軽減 なし	106,400円	115,500円 (9,100円増)
240万円	軽減 なし	軽減 なし	131,400円	142,700円 (11,300円増)
400万円	軽減 なし	軽減 なし	269,200円	287,200円 (18,000円増)
900万円	軽減 なし	軽減 なし	691,800円	730,400円 (38,600円増)
1,000万円	軽減 なし	軽減 なし	783,600円	826,600円 ※2 (43,000円増)
1,017万円	軽減 なし	軽減 なし	800,000円	843,400円 (43,400円増)
1,045万円	軽減 なし	軽減 なし	800,000円	871,000円 ※3 (71,000円増)

※1 均等割額7割の対象者には、8・9年度は7.2割軽減を導入。軽減割合7.2割は医療分のみ（子ども分の軽減割合は7割）

※2 ※3 賦課限度額は医療分850,000円、子ども分21,000円（子ども分は821,000円、医療分は871,000円で限度額到達）

## 2 令和8・9年度の保険料軽減対策（東京都後期高齢者医療広域連合による独自対策）

### （1）所得割額に係る軽減対策

引き続き、東京都独自で所得割額に係る保険料の軽減対策を実施する。

賦課のもととなる所得金額（年金収入）	軽減割合
15万円（168万円）以下	50%
20万円（173万円）以下	25%

### （2）保険料率抑制策（3項目の特別対策）

本来は保険料の積算に算入する葬祭費、審査支払手数料、保険料未収金補填分について、引き続き、区市町村の一般財源で負担する。

## 3 経過及び今後のスケジュール

令和8年1月 広域連合議会で保険料率等の条例改正

3月 広域連合規約の変更を中野区議会へ提案

広域連合より東京都知事へ規約の変更の届出

7月 当初賦課（令和8年度保険料の賦課通知発送）